

児童福祉施設における性教育プログラム確立と 性的問題に対する職員の対応マニュアル作成に向けた実態調査 —加害者にも被害者にもならないための予防策としての性教育実践のために—

石澤 方英（性教育研究会副会長・児童自立支援施設千葉県生実学校）
小木曾 宏（性教育研究会会長・児童養護施設房総双葉学園）
徳地 昭男（性教育研究会顧問・国立武藏野学院元院長・東京福祉大学）
杉浦ひとみ（性教育研究会顧問・東京アドヴォカシー法律事務所）
伊藤 貴啓（名古屋芸術大学）・山口修平（児童養護施設一宮学園）
相澤林太郎（東京都立誠明学園）・芹澤利奈（NPO ブリッジフォースマイル）
柳原 由以（東京アドヴォカシー法律事務所）・海野千鶴（児童養護施設子持山学園）

＜要旨＞

現在、児童福祉施設（児童養護施設・児童自立支援施設）では施設内における児童間の性的問題がかなりの件数起こっている状況にある。その原因の多くは性的欲求や性的関心などではなく性暴力である。それは力関係における暴力の手段が「性」であったということである。性暴力を受けた被害児童が加害児童になってしまふといった負の連鎖も起こっているのである。しかし施設内で性的問題が発覚しても職員はその対応にも苦慮している状況で、加害児童、被害児童に適切な関わり、支援ができていない。そのため子どもたちの心の傷をさらに大きくしてしまっていることも少なくない。「被害者が加害者へ」といった負の連鎖をどこかで止めなければならない。今施設が求めているものは加害者にも被害者にもならないための予防策としての性教育プログラムの確立と、施設内で性的問題が起ったときに子どもたちの心の傷を最小限に抑えるために職員側の初期対応やその後の支援体制などをマニュアル化することである。そのため、この研究では性教育プログラムの確立および職員の対応マニュアルを作成するために必要な全国規模の実態調査（児童養護施設 585 施設、児童自立支援施設 58 施設）を行った。その結果、多くの施設が「性」についての早急な対応策を感じているものの、対応に苦慮している現状が浮き彫りになった。そのため、今後この調査結果をもとに研究会を通してさらなる検討を進めていきたい。

＜キーワード＞

児童福祉施設（児童養護施設・児童自立支援施設）・性的問題・性暴力・負の連鎖・性教育

【はじめに】

まず、この研究を進める上での児童福祉施設は児童養護施設と児童自立支援施設に限定したい。児童養護施設とは児童福祉法に基づいて、親などから虐待（身体的・心理的・性的・ネグレクト）を受けたり、親が児童を

養育困難な状況になったりした場合に入所する施設である。いわば家庭の役割を果たしている。児童自立支援施設も児童福祉法に基づいているが児童養護施設とは異なり、非行少年（触法少年・犯罪少年・虞犯少年）が入

所する施設である。以前の児童福祉法改正により教護院から名称が変更された。改正の際に発達障害の児童も入所できる文言が入ったことで非行少年の中でも発達障害を伴うケースが増加している。

現在、児童福祉施設（児童養護施設・児童自立支援施設）では施設内における児童間の性的問題がかなりの件数起こっている状況にある。男女間における性的いたずら、強制わいせつだけではなく、同性間における性的問題がその多くを占めている。例えば、年上の児童から年下の児童に対して性器を舐めさせる、肛門セックスを強要するなどといった内容である。その原因の多くは性的欲求や性的関心などではなく性暴力である。それは力関係における暴力の手段が「性」であったということである。児童養護施設ではこの性暴力が代々受け継がれていると考えられる。性暴力を受けた被害児童は自分の立場が上になったときに年下の児童や立場が下の児童に自分がやられたことをやってしまうことがほとんどで、被害児童が加害児童になってしまふといった負の連鎖が起こっているのである。その証拠に加害児童は過去に被害体験をしていることがほとんどである。児童自立支援施設ではこのように児童養護施設での性的加害行為を起こした児童が措置変更されて入所する傾向が近年非常に増加している。その加害児童が児童自立支援施設に措置変更された後に再度施設内で養護施設のときと同じような加害行為に至ってしまうことも少なくない。児童自立支援施設に

は措置変更児童以外にも多くの性非行児が入所している。施設によっては入所児童の半数以上が性的な問題・課題を抱えている。このように児童自立支援施設には多くの性非行児童が入所しているが、全国的に見ても性教育や性治療プログラムが行われていない状況にある。児童養護施設においても積極的に性教育を実施している施設は少ない。施設内で性的問題が発覚しても職員はその対応にも苦慮している状況で、加害児童、被害児童に適切な関わり、支援ができていない。そのため子どもたちの心の傷をさらに大きくしてしまっていることも少なくない。「被害者が加害者へ」といった負の連鎖をどこかで止めなければならない。それは被害者にならないことを子どもに教えていくことであると思われる。被害者にならないことが新たな加害者を作らないことにつながるのである。今施設が求めているものは加害者にも被害者にもならないための予防策としての性教育プログラムの確立と、施設内で性的問題が起きたときに子どもたちの心の傷を最小限に抑えるために職員側の初期対応やその後の支援体制などをマニュアル化することである。しかし、このようなプログラムを確立する、マニュアル化するには全国の施設で現在どのような性的問題が起こっているのか、その現状を知ることが必要である。その現状からプログラム確立と対応のマニュアル化に向けた検討が行われなくてはならない。そのため、この研究では性教育プログラムの確立および職員の対応マニュアルを

作成するために必要な全国規模の実態調査（児童養護施設 560 施設、児童自立支援施設 58 施設）を行うことを目的としている。

※法的根拠

児童自立支援施設

「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等をする児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者についての相談その他の援助を行うことを目的とする施設」
(児童福祉法第44条)

児童養護施設

「保護者のない児童（乳児を除く。ただし安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には乳児を含む。）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」

(児童福祉法第41条)

【実態調査】

今回の実態調査では全国の児童福祉施設（児童養護施設・児童自立支援施設）において性教育の実施状況および施設内における性的問題の実情などを調査している。それと同時に職員の意識調査も実施した。意識調査は職員が「性」についてどのような意識、感

覚を持っているか傾向を調べることを目的としている。

① 調査方法

アンケート用紙における調査（郵送）・電話や訪問での聞き取り調査

②配布施設

児童養護施設 585 施設
児童自立支援施設 58 施設
合計 643 施設

③アンケートの配布状況

【施設の状況】

施設長または施設代表者 1 名
児童養護施設 585 部
児童自立支援施設 58 部
合計 643 部

【職員の意識調査】

施設職員各施設 6 名
児童養護施設 3,510 部
児童自立支援施設 348 部
合計 3,858 部

④回収率

【施設の状況】

児童養護施設 259 部 (44.3%)
児童自立支援施設 44 部 (75.9%)
合計 303 部 (47.1%)

【職員の意識調査】

児童養護施設 1,227 部 (35.0%)
児童自立支援施設 220 部 (63.2%)
合計 1,447 部 (37.5%)

【施設長または施設代表者宛】

【貴施設で性的問題を過去に起こした児童
(入所前を含む)は何名いますか?】

	最小値	最大値	平均値
児童養護施設(n=239)	0	23	4.718
児童自立支援施設(n=42)	1	23	6.714
全体・合計(n=281)	0	23	5.016

※施設によっては入所児童数十名が関わる性的問題が起きた施設もある。この数字は発覚しているものだけであり、発覚していないケースも多々あると思われる。

【貴施設で性的問題を理由として他施設へ措置変更した児童は何名いますか?】

	最小値	最大値	平均値
児童養護施設(n=232)	0	5	0.8
児童自立支援施設(n=39)	0	2	0.21
全体・合計(n=271)	0	5	0.71

(措置変更先)

	児童養護施設	児童自立支援施設	全体
医療少年院	1	1	2
少年院	1		1
国立児童自立支援施設	2	1	3
児童自立支援施設	65	1	66
情緒障害児短期治療施設	3		3
児童養護施設	14		14
知的障害児施設	7		7
障害者施設	2		2
自立援助ホーム	3		3
里親	9	1	10
一時保護所	4		4
家裁送致		1	1
家庭復帰	6		6

※他施設への措置変更は1施設としては平均1名未満と少ないようにも思われるが、児童自立支援施設は各都道府県に1施設であることが多いことから児童自立支援施設には性的問題を起こした児童が集まってしまうことも十分に考えられる。

【貴施設で入所前に性的虐待を受けた児童また性的虐待を受けた疑いのある児童は何名いますか?】

	最小値	最大値	平均値
児童養護施設(n=231)	0	31	2.62
児童自立支援施設(n=36)	0	7	1.89
全体・合計(n=267)	0	31	2.52

※性的虐待を受けた児童は施設内において性化行動を起こすことが多い。平均2.52という数値は少ないとは言えない数字であり、施設側はその対応に苦慮しているとの報告もあった。

【貴施設で児童間の性的問題が過去3年間(平成20年度～22年度)で何件ありましたか?】

(同性間)

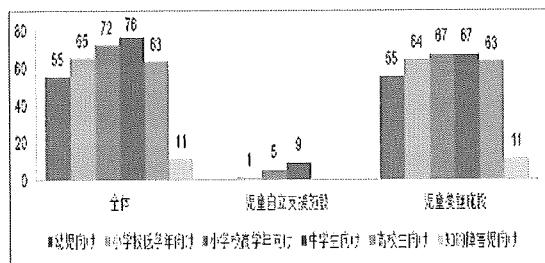
	最小値	最大値	平均値
児童養護施設(n=241)	0	21	1.22
児童自立支援施設(n=39)	0	13	2.13
全体(n=280)	0	21	1.35

(異性間)

	最小値	最大値	平均値
児童養護施設(n=245)	0	23	1.79
児童自立支援施設(n=40)	0	4	0.5
全体(n=285)	0	23	1.61

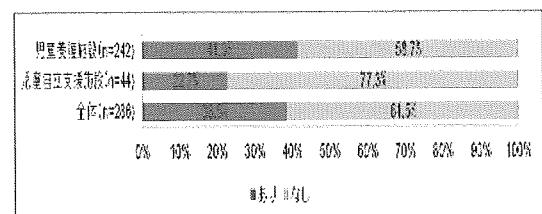
※異性間の性的問題は発覚することが多いが、同性間の性的問題についてはそこに力関係が存在していることが多いため発覚することが少ないとの意見も多く聞かれた。性的問題が起きた場合、同性間、異性間に関わらず加害者・被害者の分離を目的として措置変更や児相への一時保護などを行っている場合が多いことも聞き取りで確認されている。

【貴施設には性教育（生教育）プログラムがありますか？】



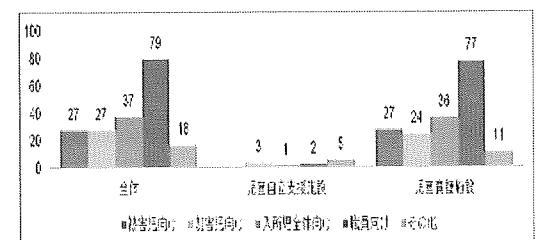
※性的問題を抱えた児童が措置変更されてくる児童自立支援施設において性教育のプログラムが確立されていないことは明らかである。児童自立支援施設における対応策は急務であると思われる。

【貴施設には施設内で性的問題が起こった際の対応マニュアルはありますか？】



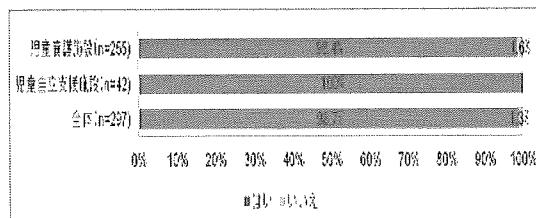
※性的問題が起こった際の対応マニュアルは半数以下がないとの結果となった。施設によって物理的な面や職員の勤務体制など形態が違うため、各施設における対応マニュアルの確立が必要であると思われる。現在、マニュアルの作成段階である施設もあるとの回答もあった。

【対応マニュアル種類】

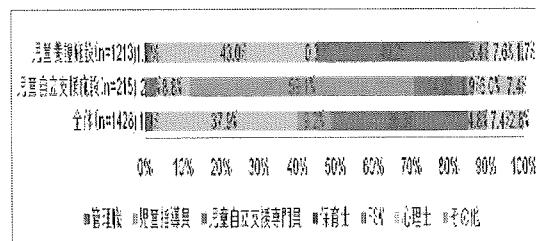


※マニュアルを作成している施設においては職員向けのマニュアルを作成している。児童の中に被害にあっていてもそれを被害と認識できないことも想定されることから児童用マニュアルについても今後検討していく必要があると思われる。

【今後児童福祉施設においては性教育（生教育）が必要だと思いますか？】



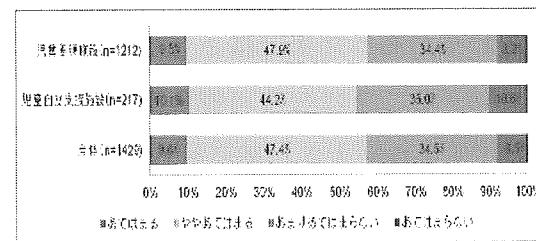
(職種)



※ほぼすべての施設が性教育の必要性を感じていることがわかった。しかし必要性を感じていてもどのように性教育をしたらいいのかわからない、性的問題を助長するのではないかという意見も多々聞かれた。

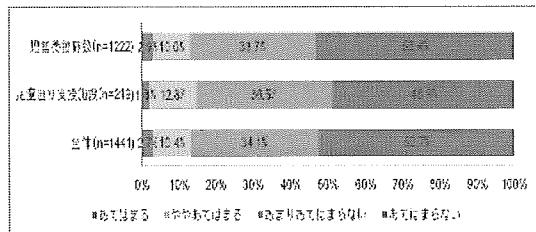
[施設職員意識調査]

【児童間の性的問題についての対応の仕方がわからない】



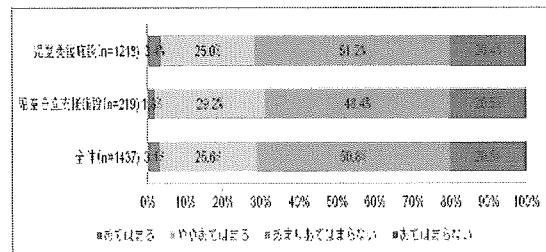
※施設職員の半数以上が性的問題が起こった際の対応について不安を感じていることがわかった。児童の二次被害を回避するためにも対応マニュアル作成が必要である。

【同性間の性的問題が起こることが理解できない】



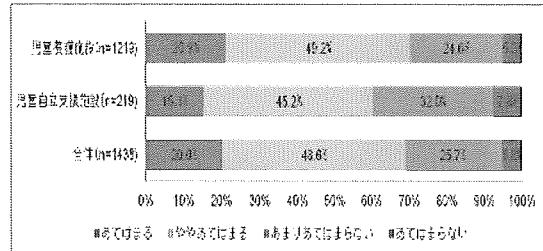
※同性間の性的問題については職員のセクシュアリティにも関わってくることだが、理解できないと答えた職員がいることを考えると児童のセクシュアリティを否定することになる場合があるため職員研修などでの共通理解を図ることが必要であると思われる。

【性的問題が起きたとき、適切に対応する自信がある】



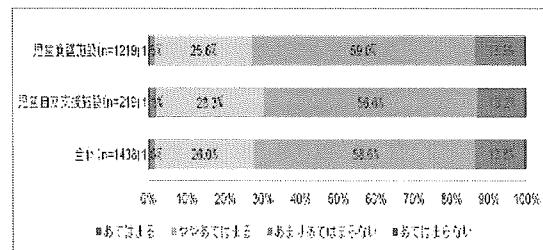
※職員の多くが性的問題が起きた際に適切に関わる自信がないと答えている。適切でない関わりがあった場合はさらなる被害を児童に与えることになる可能性もあることから対応策を検討する必要がある。

【施設内における性的問題に関する予防策を考えている】



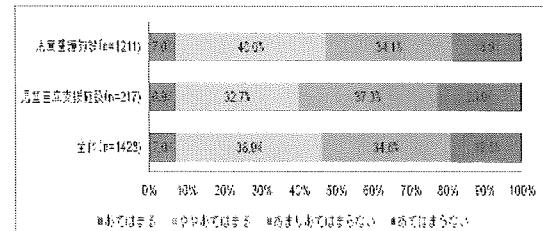
※施設という閉鎖的な空間においては児童間の性的問題が起り得るといふことを想定した支援体制が求められる。予防策を全職員に共通理解させることができるのが大きな課題である。

【施設内における性的問題を早期発見する自信がある】



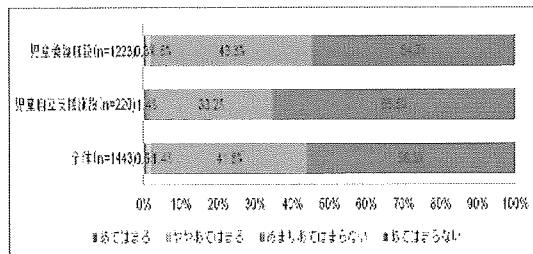
※前問で多くの職員が予防策をとっていると回答しているにも関わらず早期発見することへの自信が低い。早期発見するための職員間での引き継ぎの強化や見回りなど再度見直さなくてはいけない課題も見えてきている。

【性的問題が起きた際、被害者にも原因があると思う】



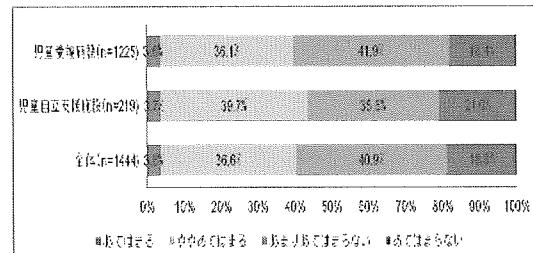
※性虐待を受けた児童に関しては性化行動の兆候が見られることもあるが、性的問題の多くは性暴力であり、被害者を守ることを優先する必要がある。

【措置児童の持つ性知識は正しいものが多い】



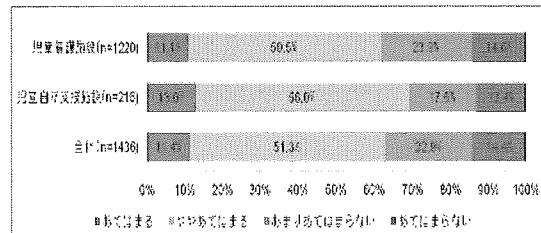
※児童が習得している性知識に関しては多くの施設職員が間違っているものが多いと感じている。間違った知識を正しい知識に修正するための性教育も必要である。正しい知識を持っていない子どもたちに性的問題が起こった際に責任をとらせるることはできないと考えられる。

【性教育は子どもたちの性的関心を高める危険性がある】



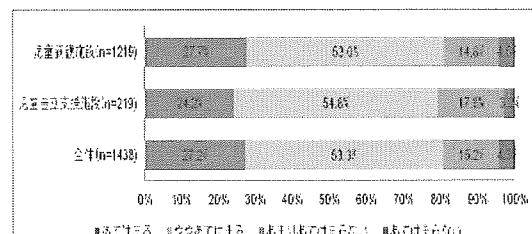
※以前行った調査研究の際には多く聞かれた「寝た子を起こす」論は今回は半数以下となつた。指導スキルを身につければ性的興味・関心を助長することを防ぐことができると思われる。

【施設内には児童間の力関係があることは仕方がない】



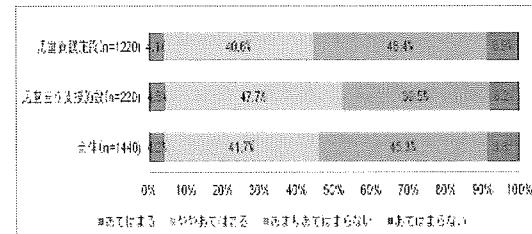
※施設という集団生活であり、かつ閉鎖的な空間では児童間の力関係があつて仕方がないと感じている職員が多い。存在するだろう力関係にどのように対応するか、できるのかが職員として求められている。

【施設内では児童間の性的な問題が存在すると思う】



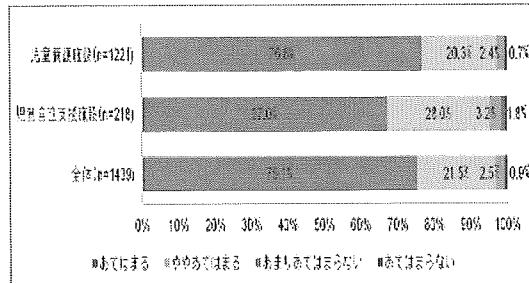
※児童間の性的な問題が存在すると考えている職員が8割を占めている。しかし性的問題への対応が後手後手になっている状況も確かである。各施設がこの問題にどのように取り組むことができるのかが今後の多いな課題である。

【職員として性知識を十分に有していると思う】



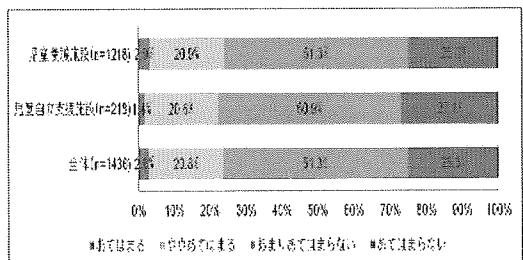
※職員として子どもたちに伝えていくことのできる性知識を持っていると考えている職員は約半数であった。性教育のスキルとともに知識も研修などで習得する必要があると思われる。

【児童福祉施設には性教育が必要である】



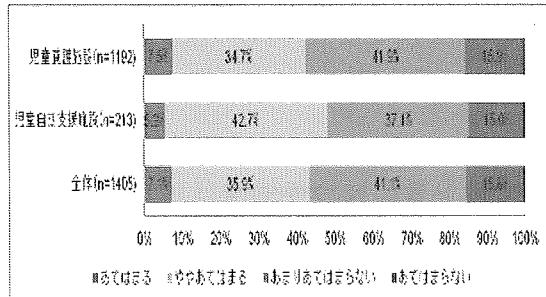
※施設代表者による結果に比べると現場職員の中では「必要」と考えている人数は少なくなっている。この結果は性教育への不安感からきている可能性も高いと思わせるような報告もあった。

【施設内で性教育を担当することに自信がある】



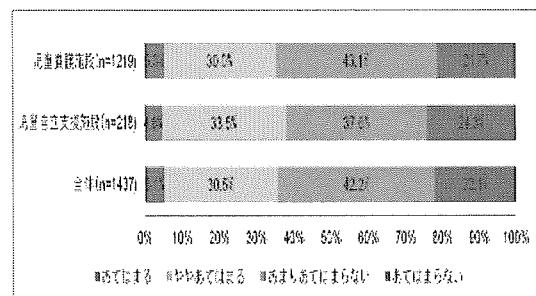
※性教育は必要だと思っているものの自分が性教育を担当することはできないと考えている職員が多いことがわかる。ここに施設における性教育がなかなか浸透せず進まない原因があると思われる。この問題を解消するための研修などが早急に必要である。

【施設内で性的問題を起こした児童を再度施設内で生活させることは困難である】



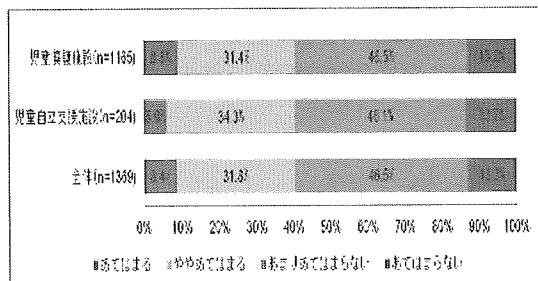
※児童養護施設で性的問題を起こした児童を再度施設内で生活させることが困難と考えている職員よりもできると考えている職員の方が多かったことは今後の児童支援にとって大きな前進であると思われる。

【セクシャルマイノリティ（性的少数派）について知識・理解がある】



※セクシャルマイノリティへの知識・理解は非常に低い数字となった。近年の社会情勢によりセクシャルマイノリティがより身近になっているため、カミングアウトする児童も出てきているとの報告が全国の施設からある。ひとりひとりのセクシャルアリティを尊重するためにはこの結果は非常に危険な数字であることは間違いない。

【セクシャルマイノリティの児童の入所依頼があった場合受け入れは可能】



※入所前の段階でセクシュアルマイノリティとわかっている児童の入所に関しては多くの職員が不可能と考えていることがわかった。入所を断る理由に個人のセクシュアリティが関わってきていることは今後人権問題などに発展する可能性も否定できない。

【謝辞】

このたびのアンケート調査におきまして、全国児童福祉施設の施設長様をはじめ、多くの職員の方々にはご多用のところ調査主旨にご賛同ならびにご協力をいただきありがとうございました。

【今後の方向性】

今回、全国の児童福祉施設へのアンケート調査を実施したが当初は回収率は20%ほどだと考えていた。しかし50%近い回収率となったことは施設における性的問題に施設としてどのようにしたらいいのか苦慮していることのあらわれと性教育プログラムおよび対応マニュアルへの需要だと考えられる。今回は施設の状況だけでなく職員の意識調査を行ったことで施設側と現場職員側との考え方の違いも感じることができた。今後はこの調査結果をもとに性教育研究会において参加者とともに検討し、現場の人間が作る、現場のための性教育プログラムの確立と性的問題への対応マニュアルの作成へと尽力していきたい。そしてこの研究を今後も継続し、進めていくことによって少しでも多くの子どもたちを救うことができればと考えている。